

県民運動推進事業（CM放映等）委託業務公募型プロポーザルの質疑と回答

令和6年4月22日

項目	質疑内容	回答
<p>仕様書</p> <p>3 業務内容</p> <p>(2) その他の広報媒体を活用した広報・啓発</p>	<p>30秒動画を活用したYouTube広告やその他の広報において、動画にタレント等が出演した場合、その二次使用や著作権等費用が別に発生した時の費用負担はどうか。</p>	<p>動画の納品時、県は動画制作の受託者から著作権（著作権法27条28条含む）の譲渡を受ける。著作権は県にあるため、二次使用等の費用負担は発生しない。</p> <p>(27条：翻訳権、翻案権等 28条：二次的著作物の利用に関する原作者の権利)</p>
	<p>YouTube広告やその他の広報において、ランディングページは設定しているか。今後設定する予定はあるか。</p>	<p>現在、ランディングページはない。今後、当課のホームページに設定する可能性はある。</p>